那覇市公報

第１６７３号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇告　　示◇

○平成 28 年度那覇市一般会計補正予算（第２号）（財政課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 987

○平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
（国民健康保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇正　　誤◇

○那覇市公報第 1672 号（那覇市選挙管理委員会告示第 29 号）・・・・・・・・・・・・・ 1041

告　　示

那覇市告示第 183 号
平成 28 年 8 月 1 日

平成28年(2016年)６月那覇市議会定例会で議決された平成28年度那覇市一般会計補正予算(第２号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成28年度那覇市一般会計補正予算(第２号)

平成28年度那覇市の一般会計の補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247,777千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,324,183千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第２条　既定の債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第３条　既定の地方債の追加は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		39,909,331	84,000	39,993,331
	2 国庫補助金	9,630,396	84,000	9,714,396
15 県支出金		18,104,556	△26,921	18,077,635
	2 県補助金	10,498,114	△26,921	10,471,193
17 寄附金		1	54,641	54,642
	1 寄附金	1	54,641	54,642

18 繰入金		1,213,611	59,557	1,273,168
	2 基金繰入金	1,211,616	59,557	1,271,173
20 諸収入		1,463,928	1,000	1,464,928
	5 雑入	1,033,047	1,000	1,034,047
21 市債		11,502,979	75,500	11,578,479
	1 市債	11,502,979	75,500	11,578,479
歳　入　合　計		143,076,406	247,777	143,324,183

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		777,029	764	777,793
	1 議会費	777,029	764	777,793
2 総務費		9,190,516	80,810	9,271,326
	1 総務管理費	6,913,140	80,810	6,993,950
3 民生費		71,477,481	1,007	71,478,488
	1 社会福祉費	24,895,512	1,007	24,896,519
6 農林水産業費		129,887	80,000	209,887
	3 水産業費	54,820	80,000	134,820
7 商工費		1,065,898	1,500	1,067,398
	1 商工費	1,065,898	1,500	1,067,398
8 土木費		19,265,624	△11,700	19,253,924
	3 港湾費	1,309,861	△11,700	1,298,161
10 教育費		15,962,325	19,596	15,981,921
	5 社会教育費	1,358,007	19,596	1,377,603
11 災害復旧費		4	75,800	75,804
	2 公共土木施設災害復旧費	2	75,800	75,802
歳　出　合　計		143,076,406	247,777	143,324,183

第２表　債務負担行為補正

追　加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限度額
城西幼稚園園舎建設事業（工事請負費）（こども政策課）	平成28年度から平成29年度まで	307,728

第３表　地方債補正

追　加　　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
11 災害復旧事業	75,500	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	75,500			

那覇市告示第 184 号
平成 28 年 8 月 1 日

平成 28 年（2016 年）6 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,007 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,030,878 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
３　繰入金		千円 628,657	千円 1,007	千円 629,664
	３　一般会計繰入金	628,657	1,007	629,664
歳　入　合　計		3,029,871	1,007	3,030,878

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
１　総務費		千円 33,374	千円 1,007	千円 34,381
	１　総務管理費	21,140	1,007	22,147
歳　出　合　計		3,029,871	1,007	3,030,878

公　　告

那覇市公告第 157 号
平成 28 年 7 月 8 日
掲　　示　　済

「平成28年度観光客に快適な都市環境創出事業における飼い主のいない猫の捕獲･管理等業務委託」に係る制限付一般競争入札の実施について（公告）

那覇市では、平成28年度観光客に快適な都市環境創出事業における飼い主のいない猫の捕獲･管理等業務を委託する事業者の選定を制限付一般競争入札により行うので、地方自治法施行令第167条の６及び那覇市契約規則第4条第1項の規定により、次のとおり公告します。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付す事項

（１）　業 務 名　　平成28年度観光客に快適な都市環境創出事業における飼い主のいない猫の捕獲･管理等業務委託

（２）　業務目的　　本業務は、観光地周辺に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、繁殖の抑制を図ることで、糞尿被害、轢死等の環境衛生上の問題を軽減し、観光客に快適な都市環境を創出することを目的とする。

（３）　業務の概要及び内容

①概要　　那覇市内の観光地周辺に生息する飼い主のいない猫の捕獲及び管理を行うと共に不妊去勢手術を終了した猫を元の生息場所へリリースする。

②内容　　平成28年度観光客に快適な都市環境創出事業における飼い主のいない猫の捕獲･管理等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

③予定手術数　　オス50匹、メス50匹の合計100匹を目処とする。

（４）　実施場所　　那覇市内の観光地周辺の公園等

（５）　委託期間　　平成28年９月１日から平成28年11月30日まで

２　入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者を、入札参加資格を有する者とする。

（１）　沖縄県内に本店又は支店がある法人であること。

（２）　競争入札に係る契約を締結する能力のない者及び破産手続の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

（４）　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（５）　入札公告日から入札執行日までの間において、那覇市における公共工事、物品の買入れその他で指名停止を受けていない者であること。

（６）　租税公課に滞納がないなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

（７）　仕様書に定める業務内容を確実に遂行できる者であること。

（８）　業務に従事させる業務員は２名以上とし、そのうち少なくとも１名は正規の職員で動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第22条第１項の動物取扱責任者の要件を定める同法施行規則第９条第１項第１号に規定する同法施行規則第３条第１項第５号ロ又はハに掲げる要件のうち下表の要件のいずれかに該当する者を配置できること。

ロに関する要件とし認められる学校法人

（知識及び技術について一年間以上教育する学校を卒業していること。）

学校法人	学科
高等学校	畜産学を専攻する学科
	動物の生理生態等について教育する学科
大学	獣医学の正規の過程について教育する学科
	畜産学の正規の過程について教育する学科
	動物の生理生態等について教育する学科
短期大学	動物の看護を専攻する学科
	動物の生理生態等について教育する学科
専修学校	動物の生理生態等について教育する学科

ハに関する要件　（公平性及び専門性を持った団体が行う試験によって、知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。）

	資格	認定団体名
１	愛玩動物飼養管理士（２級以上）	公益社団法人日本愛玩動物協会
２	愛護動物取扱管理士	社団法人新潟県動物愛護協会

3	家庭動物管理士（３級以上）	一般社団法人全国ペット協会
4	小動物飼養販売管理士	協同組合ペット・サービスグループ
5	動物看護師	一般社団法人全日本動物専門教育協会
6	動物看護士	公益社団法人日本動物病院福祉協会
7	動物取扱士（３級以上）	NPO法人九州鳥獣保護協会

（参考）動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第３条第１項第５号（抜粋）

ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

３　入札説明会及び現場説明

（１）　日　　時　平成28年７月20日（水）　午後２時

（２）　場　　所　南風原町字新川641番地　エコマール那覇プラザ棟4階
那覇市環境衛生課

（３）　留意事項　①入札説明会及び現場説明に参加しない者は、入札に参加できない。
②当日は入札に関する説明のほか、業務作業を行なう場所、貸与する資器材等に関する現場説明も実施する。
③本件入札に係る契約書（案）及び質問書等は、入札説明会で配付する。
④入札説明会及び現場説明に参加する者の数は2名までとする。

（４）　質問及び回答
①質問期限　平成28年７月21日（木）午後５時まで
②質問方法　所定の質問書に質問内容を記入の上、「11　連絡・提出先」へ電子メールにて提出すること。（※電話での質問は受付けない。）
③回　　答　平成28年７月22日（金）午後５時までに、入札説明会参加者全員へ電子メールにて回答する。

４　入札参加資格の審査申請

「２　入札参加資格」に掲げる要件の資格審査を行うため入札参加希望者は、競争入札参加資格審査申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出すること。

（１）　提出書類　（４）-①～⑦（申請書等一覧）のとおりとする。

（２）　提出期限　平成28年７月27日（水）午後５時まで
（受付時間）平日の午前９時から午後５時まで受付。（但し、12時から13時を除く）

（３）　提出場所　申請書等は、「11　連絡・提出先」へ直接持参のうえ提出すること。

（４）　申請書等は、次に掲げるものとする。

①競争入札参加資格審査申請書（様式1）
②履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
（提出日より３月以内に発行されたもの・写し可）
③印鑑証明書（提出日より３月以内に発行されたもの・原本）
④暴力団等に関する確約書（様式２）
⑤業務に従事させる業務員予定候補者名簿（様式３）、卒業証書又は資格認定等の証明となるものの写し
⑥決算書等
財務諸表(直近２年分の貸借対照表及び損益計算書)の写し可
⑦納税(滞納なし)証明書（提出日より３月以内に発行されたもの・写し可）
下表に該当する税目の「納税(滞納なし)証明書」を提出すること。

区 分	税 目	証明書 発行者	提出する 年 度
国 税	法人税	所轄税務署 （税務署様式その３の３）	－
	消費税及び地方消費税		
都道府県税	全て	都道府県税事務所	直 近 １年分
市町村税	全て	本店所在地	直 近 １年分

※市町村税については、本店所在地に係るものに限る。

5　入札参加資格の審査結果
（1）　入札参加資格の審査結果は、入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）と認定された者には「競争入札参加有資格認定通知書」により、入札参加資格を有しない者（以下「無資格者」という。）と認定された者には「競争入札参加無資格認定通知書」により各申請者へ通知する。
（2）　有資格者と認定された者に限り入札に参加することができる。ただし、申請書等を提出期限までに提出しない者及び無資格者と認定された者は、入札に参加することができない。
（3）　有資格者と認定された者であっても、審査結果の通知後に入札参加資格を欠く事項が判明した場合は、その認定を取消す。

6　入札執行の日時及び場所
（1）　日　時　平成28年８月５日(金)　午後２時（※時間厳守のこと）
（2）　場　所　南風原町字新川641番地　エコマール那覇プラザ棟４階
那覇市環境衛生課

7　入札保証金　那覇市契約規則第８条第１項第２号に基づき免除する。

8　入札に関する注意事項
（1）　入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印すること。押印は印鑑登録届出印を使用すること。
（2）　入札金額は、消費税を含まない金額を記載すること。また、金額の記入は算用

数字を使用し、金額の前の欄に「￥」を記入すること。

（３）　代理人が入札を行なう場合は、入札前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効とする。また、委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

（４）　電話又は郵便による入札は認めない。

（５）　入札に際しては、地方自治法、同法施行令及び那覇市契約規則を遵守すること。

（６）　提出した入札書は書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（７）　入札参加者が１社の場合であっても、入札を有効とする。

９　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一事項について、２通以上の入札書が提出された入札

③入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が２人以上の者の代理をしてなした入札

④連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

⑤入札金額を訂正した入札

⑥入札書に記名押印のない、又は重要な記載事項について判読できない入札

⑦その他入札に関する条件に違反した入札

10　その他

（１）　当該入札に係る一切の経費は、入札参加希望者の負担とする。

（２）　入札参加資格審査のため提出された申請書等の書類は返還しない。

（３）　入札参加者は、法令を遵守すること。

（４）　申請書等に虚偽の記載をした場合、資格認定の取消しを行うことがある。

11　連絡・提出先

〒901－1105

南風原町字新川641番地　エコマール那覇プラザ棟４階

那覇市環境部環境衛生課

総務企画グループ（担当　佐久本、屋比久）

電話　098－951－1530　FAX　098－888－1076

那覇市公告第 169 号
平成 28 年 7 月 15 日
掲　　示　　済

セキュリティ強靭化に伴うネットワーク機器類購入契約に係る制限付一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法第234条第１項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項
（１）　件　　名　　セキュリティ強靭化に伴うネットワーク機器類購入契約
（詳細は別紙「セキュリティ強靭化に伴うネットワーク機器類購入契約に関する業務仕様書」のとおり）
（２）　納入場所　　那覇市役所本庁舎
（３）　納入期間　　契約締結日から平成28年９月30日

２　入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。
（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定する者に該当しないこと。
（２）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
（３）　那覇市の市税を滞納していないこと。
（４）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
（５）　公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
（６）　那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
（７）　那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在がある者。
（８）　過去２年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した者。

（９）平成28年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に、下記の業種で登載されている者（那覇市法制契約課に登録済み）であること。

業種：01　事務機・用紙類・文具類・ＯＡ機器
　　25　通信機械器具類

３　入札の日時及び場所

（１）日　　時：　平成28年８月１日（月）　14時

（２）場　　所：　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所６階（602会議室）

※郵送による入札は認めません。

４　入札保証金

那覇市契約規則第８条第１項第３号の規定に基づき免除。

５　入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

６　お問い合わせ

那覇市企画財務部 情報政策課　：　上門、室野
〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電話　098-861-0350　　FAX　098-862-0619

那覇市公告第 172 号
平成 28 年 7 月 19 日
掲　　示　　済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第４項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市公告第 178 号
平成 28 年 7 月 20 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式(**第23条関係**)

個人情報業務届出書

平成２８年６月２９日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">経済観光部商工農水課　　電話　951-3212</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">商工農水課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">創業支援事業</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">創業希望者や創業した者を対象に、創業に関する相談や他支援機関との情報連携を含む支援及び証明書等発行に関する業務</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">創業希望者、創業した者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成２８年７月１日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
（　　）</td><td>■職　業
■地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
（　　）</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
■その他
（設立した又は設立予定の事業の内容全般）</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　（　　）

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
（　　）</td><td>■創業支援を受けた内容
■証明書の使用目的</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　■本人以外(本人同意)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(相談時、申請時　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
■通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年７月４日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">建設管理部　道路管理課　　電話：９５１－３２３７</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">道路管理課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">道路賠償責任保険業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">道路賠償責任保険を用いて被害者に対して補償を行う。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">被害者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成２１年　４月　１日（文書で記録がある限り）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
☑氏　名
☑住　所
☑性　別
☑生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
（　　）</td><td>☑職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
☑その他
（　勤務先　）</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
（　　）</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　（　　）

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">☑健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
（　　）</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">☑本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　☑随時(　道路賠償案件発生時　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">☑文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。</td></tr>
</table>

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 179 号
平成 28 年 7 月 20 日
掲　　示　　済

指定管理者の指定申請について

平成 29 年４月１日からの那覇市若狭児童館の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長　城　間　幹　子

１　名称及び所在地
（１）名称　那覇市若狭児童館
（２）位置　那覇市若狭３丁目 18 番１
２　管理の基準及び業務の範囲
那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条に定めるもののほか、那覇市若狭児童館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。
３　指定の予定期間
平成 29 年４月１日から平成 34 年３月 31 日まで（５年間）
４　応募資格
応募者は、指定期間中、児童館の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。
（１）那覇市内に本店又は主たる事業所等を有している法人その他の団体、若しくは市内で事業を実施している法人その他の団体であること。
（２）直近３か年の法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税等の滞納がないもの。
（３）複数の法人その他の団体で構成されるグループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表者を選定すること。なお、すべての構成員は、那覇市内に本店又は主たる事業所等を有している法人その他の団体、若しくは市内で事業を実施している法人その他の団体であること。基本協定書の締結は、代表者を中心に行うこととなりますが、他の構成員も提案した事業計画の実施に連帯して責任を負うこと。（当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません。）
５　欠格事項
次のいずれかに該当する団体（グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合）は、応募を行うことができません。
（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている団体

（２）本市から指名停止措置を受けている団体
（３）国税及び地方税を滞納している団体
（４）会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
（６）代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
（７）本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去１年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体

６　申請の方法
　那覇市若狭児童館指定管理募集要項のとおり。

７　募集要項等の配布
（１）配布期間　　平成28年７月21日（木）～９月23日（金）まで
　　（土曜、日曜及び祝日を除く）
（２）配布時間　　午前９時から午後５時
　　（正午から午後１時までの間を除く）
（３）配布場所　　那覇市こどもみらい部こども政策課（那覇市役所３階）

８　説明会の開催
　業務内容、応募方法、提出書類等について説明会を開催します。
（１）開催日時　　平成28年８月２日（火）　午後１時半～午後５時
（２）開催場所　　説明会：那覇市役所３階３０２会議室
　　現場視察：若狭児童館
　　（※説明会後、各自で移動してもらいます。）

９　お問い合わせ先
〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所３階
こどもみらい部　こども政策課
電話：098-861-2110（直通）　　ＦＡＸ：098-862-9669

議　会　規　則

那覇市議会規則第１号
平成28年８月１日

那覇市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長　金　城　　徹

那覇市議会傍聴規則の一部を改正する規則

那覇市議会傍聴規則(昭和49年議会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
第1条　この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴人について必要な事項を定め、議会の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。	第1条　この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴人について必要な事項を定め、議会の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。
(傍聴席)	(傍聴席の区分)
第2条　傍聴席は、公衆席及び報道関係者席に分ける。	第2条　傍聴席は、一般席(車いす使用者席を含む。以下同じ。)及び報道関係者席に分ける。
	2　前項に定めるもののほか、親子傍聴室(遮音設備を施した傍聴室)に親子傍聴席を設ける。
(傍聴の届出)	(傍聴の届出)
第3条　公衆席で傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年令を届け出なければならない。	第3条　一般席及び親子傍聴席で傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を届け出なければならない。
2　［略］	2　［略］
(傍聴人の数の制限)	(傍聴人の定員)
第5条　議長は、取締のため必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。	第5条　傍聴人の定員は、110人とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
(議場入場の禁止)	(議場への入場禁止)
第6条　傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることはできない。	第6条　傍聴人は、議場に入ることはできない。
(傍聴の禁止)	(傍聴席に入ることができない者)
第7条　次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。	第7条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
(1)　兇器又は危険のおそれのある器物を持っている者	(1)　凶器又は危険のおそれのある器物を持っている者
(2)　酒気を帯びている者	(2)　酒気を帯びていると認められる者
(3)　旗、のぼり、プラカード、その他気勢を示すおそれあるものを持っている者	(3)　旗、のぼり、プラカード、その他気勢を示すおそれのあるものを持っている者

	(4) 異様な服装をしている者 (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
2　年令12歳未満の者は、特に許可をうけた場合を除くほか、傍聴することができない。	2　年齢12歳未満の者は、一般席及び報道関係者席で、傍聴することができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。
(傍聴人の遵守事項) 第8条　［略］ (1)　異様な服装をしないこと。 (2)　帽子、首巻等を着用しないこと。 (3)～(6)［略］ 2　［略］	(傍聴人の遵守事項) 第8条　［略］ (1)　帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。 (2)～(5)［略］ 2　［略］
(退場命令) 第10条　議長は、秘密会を開くとき、及びこの規則に違反し、議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは退場を命ずるものとする。 2　前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。	(傍聴人の退場) 第10条　傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。 (違反に対する措置) 第11条　法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

4　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ

らの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付　則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 28 号
平 成 28 年 7 月 5 日
掲　　示　　済

公共下水道の供用及び下水の処理開始について

下水道法第９条第１項及び同条第２項の規定に基づき公共下水道第70次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。

その関係図面は平成28年７月５日から15日間、那覇市上下水道局上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年７月５日

２　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
首里石嶺町二丁目の一部、首里鳥堀町四丁目の一部、首里久場川町二丁目の一部、首里大名町一丁目及び三丁目の一部、首里寒川町一丁目の一部、字真地の一部、字識名の一部

３　供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域（別紙図示）

４　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

５　当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
那覇市西３丁目10番１号　那覇浄化センター

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
那覇市全図
首里大名町地内
首里久場川町地内
首里石嶺町地内
首里鳥堀町地内
首里寒川町地内
字真地地内
字識名地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里石嶺町地内、首里鳥堀町地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里鳥堀町地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里鳥堀町地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里久場川町地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里大名町地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里大名町地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里寒川町地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里寒川町地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
字真地地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
字真地地内

第70次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
字識名地内

監査委員公表

那監公表第５号
平成 28 年８月１日

那覇市監査委員　新城和範
同　宮里善博
同　翁長俊英
同　高良正幸

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第７項の規定に基づき、福祉部（ちゃーがんじゅう課）、こどもみらい部（こども政策課）の財政援助団体等監査を行ったので、同条第９項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 28 年度
財政援助団体等監査結果報告書

第１　監査の目的

１　実施根拠等

地方自治法第 199 条第 7 項、那覇市監査基準及び財政援助団体等監査実施要領に基づき実施する。

那覇市が補助金を交付している団体及び公の施設の指定管理者について、財政援助等の目的に沿った事業が行われているかを検証するとともに、団体を所管する部署の指導状況についても監査する。

(1) 補助金交付団体

補助の対象となっている事業が目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、会計経理等が適正に行われているかについて検証する。

(2) 公の施設の管理団体

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかについて検証する。

２　監査の対象

(1) 補助金交付団体

補助金の名称	団体の名称	所管部署
那覇市シルバー人材センター運営補助金	公益社団法人　那覇市シルバー人材センター	福祉部　ちゃーがんじゅう課

(2) 公の施設の管理団体

施設の名称	指定管理者	所管部署
国　場　児　童　館	一般社団法人　沖縄じんぶん考房	こどもみらい部　こども政策課
大　名　児　童　館	特定非営利活動法人　うてぃーらみや	
久　場　川　児　童　館	社会福祉法人　わかめ福祉会	
壺　屋　児　童　館		

第２　監査の期間

平成28年４月７日から平成28年７月４日まで

監査委員監査日：６月１日

実 地 監 査 日：６月１日、６月２日

第３　監査の範囲

主として平成 27 年度の財政援助団体等に対する補助金の執行状況及び会計経理状況並びに指定管理者の管理に係る出納及びその他の事務の執行状況を対象に実施した。

第４　監査の方法

１　財政援助団体監査

(1) 所管部署関係

ア　補助金の決定、交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続き等は適正か。

イ　補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされ、適切に審査しているか。

ウ　補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。

(2) 財政援助団体関係

ア　補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

イ　事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。

ウ　出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

エ　補助金等に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

オ　補助金等の実績報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。

２　公の施設の指定管理者監査

(1) 所管部署関係

ア　指定管理者の指定は適正、公平に行われているか。

イ　協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

ウ　事業報告書の点検は、適切になされているか。

エ　自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握されているか。

オ　指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

カ　指定管理者の経営状況の把握に努めているか。

(2) 指定管理者関係

ア　施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ　協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ　利用料金制度を採用している場合には、利用料金の設定、収納は適正に行われているか。また、利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。

エ　自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。

オ　公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
カ　公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
キ　公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3　実地監査

(1) 公益社団法人　那覇市シルバー人材センター
(2) 国場児童館（一般社団法人　沖縄じんぶん考房）
(3) 大名児童館（特定非営利活動法人　うてぃーらみや）
(4) 久場川児童館（社会福祉法人　わかめ福祉会）
(5) 壷屋児童館（社会福祉法人　わかめ福祉会）

第５　事業概要及び監査結果（財政援助団体監査）

1　那覇市シルバー人材センター運営補助金

(1) 事業概要

補助金交付先	公益社団法人　那覇市シルバー人材センター
所管部署	福祉部　ちゃーがんじゅう課
補助の目的	高齢者の就業を通して生きがいの発見や社会参加を図る。
期待される効果	高齢者の雇用の安定による経済的自立、介護予防
補助根拠	ア　高年齢者等の雇用の安定に関する法律 イ　那覇市補助金等交付規則 ウ　那覇市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱
補助対象事業の内容	ア　高年齢者就業機会確保事業 高年齢者就業機会確保事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条に基づく事業 イ　企画提案方式による事業：「いきいき地域サポート事業」 介護保険において要介護認定での給付対象とならない在宅のひとり暮らしの高齢者世帯で、軽易な日常生活上の援助を行い、自主生活を支援していく事により、要介護状態への進行を予防する事を目的とした事業。 ウ　その他市長が特に認める事業：「高年齢者活用・現役世代サポート事業」 人手不足分野・現役世代を支える分野での高齢者に就業する機会を提供し、①高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会の維持・発展等を推進する事業。

補助対象経費	センターが行う次に掲げる事業の実施に要する経費の全部又は一部 ア　高年齢者就業機会確保事業 イ　企画提案方式による事業 ウ　その他市長が特に認める事業

(2) 補助金交付先概要

交付先団体名	公益社団法人　那覇市シルバー人材センター
代　表　者	理事長　上原　郁夫
設立年月日	昭和57年6月18日 （平成24年4月1日公益社団法人へ移行）
設立目的	センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務にかかる労働力の受給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣の定める者に限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
事業概要	ア　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する。 イ　臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、有料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行う。 ウ　高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。 エ　臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行う オ　前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行う。 カ　その他目的を達成するために必要な事業を行う。

団体の組織 (H28年4月1日現在)	○理事会　16人 理事長　1人 副理事長　2人 常務理事　1人 理　事　12人 ○監　事　2人 ○事務局　15人(内1人兼務) 事務局長(常務理事兼務)　1人 主　任　2人 主任主事　1人 主　事　3人 再任用職員　1人 非常勤職員　7人
補助金交付額	1,354万6,000円

(3) 会員の推移

単位：人

年　度 (各年度末数)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
会　員　数	1,035	1,009	976	974	1,007
(男性)	(749)	(749)	(746)	(743)	(748)
(女性)	(286)	(260)	(230)	(231)	(259)

(4) 交付先団体収支状況
補助対象事業に係る分

単位：円

	科　　目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収入	**受託事業収益**	**390,918,060**	**405,082,265**	**399,512,566**
	受取配分金	310,960,188	327,335,982	302,490,733
	受取材料費	48,368,716	41,945,945	57,543,218
	受取事務費	31,589,156	35,800,338	39,478,615
	労働者派遣事業等受託収益	**0**	**187,021**	**466,037**
	地域人づくり事業受託費	**－**	**3,771,000**	**－**
	受取会費	**1,174,500**	**1,183,500**	**1,201,500**
	受取補助金	**22,246,000**	**21,272,000**	**23,926,000**
	受取連合交付金	8,700,000	8,880,000	10,240,000
	受取(市)補助金	13,546,000	12,392,000	13,546,000
	高齢者活躍人材育成事業協力収益	－	－	140,000
	受取負担金	**793,000**	**803,000**	**685,500**
	受取寄附金	**210,000**	**210,000**	**210,000**
	雑収益	**24,872**	**1,815,147**	**362,197**
	経常収益計　(A)	**415,366,432**	**434,323,933**	**426,363,800**
支出	**事業費**	**424,145,392**	**443,487,383**	**419,774,300**
	支払配分金	310,960,188	327,335,982	302,490,733
	支払材料費等	52,004,515	53,441,428	47,468,596
	給料手当	33,718,034	27,969,967	32,076,085
	臨時雇賃金	353,400	1,506,600	131,460
	法定福利費	6,173,045	6,097,851	6,065,802
	退職給付費用	1,282,160	1,605,370	2,064,670
	福利厚生費	159,681	181,732	117,131
	会議費	6,912	0	500
	旅費交通費	491,740	428,394	401,800
	通信運搬費	1,298,169	937,982	1,072,332
	減価償却費	367,768	24,720	0
	消耗品費	478,584	471,209	611,802
	印刷製本費	717,900	740,880	802,400
	光熱水料費	868,489	962,349	630,926
	賃借料	2,739,259	3,893,539	4,606,146
	保険料	2,932,360	3,408,710	2,887,830
	諸謝金	3,732,400	6,708,025	6,030,258
	租税公課	3,267,100	2,638,200	4,736,300
	委託費	1,144,070	3,765,527	5,855,605

	支払手数料	270,520	310,606	353,820
	貸倒損失	－	－	361,234
	普及啓発活動	1,179,098	1,058,312	1,008,870
	管理費	**0**	**0**	**0**
	経常費用計　(B)	**424,145,392**	**443,487,383**	**419,774,300**
収支差額　(A)－(B)		**△ 8,778,960**	**△ 9,163,450**	**6,589,500**

※参考として、法人収支状況を掲載します。　　単位：円

	科　　目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入	受託事業収益	397,457,178	412,395,830	405,729,075
	労働者派遣事業等受託収益	0	187,021	466,037
	地域人づくり事業受託費	－	3,771,000	－
	受取会費	2,349,000	2,361,000	2,403,000
	受取補助金	22,246,000	21,272,000	23,926,000
	受取負担金	1,036,000	1,059,000	921,500
	受取寄附金	210,000	210,000	210,000
	雑収益	187,282	1,883,213	410,898
	経常収益計　(A)	**423,485,460**	**443,139,064**	**434,066,510**
支出	事業費	424,145,392	443,487,383	419,774,300
	管理費	8,016,140	8,751,584	7,045,295
	経常費用計　(B)	**432,161,532**	**452,238,967**	**426,819,595**
収支差額　(A)－(B)		**△ 8,676,072**	**△ 9,099,903**	**7,246,915**

2　監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

3　指摘事項等

財政援助団体監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

＊指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

＊是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

＊注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

＊要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(1) ちゃーがんじゅう課に対する指摘事項等

補助金交付要綱について（注意事項）

那覇市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第４条及び第９条にそれぞれ定める交付申請書及び実績報告書の提出に当たり、同要綱第11条の国及び県に準ずる関係書類が添付されていないため、補助対象経費について精査できない状況である。

また、那覇市の補助金に関するガイドライン（第２版：平成26年７月１日施行）３.(2).２.①は、補助金対象経費と対象外経費の区分、補助金額の積算根拠を明確にし、補助金交付要綱に明示する旨規定している。したがって、補助金の使途誤りを防ぐためにも、補助対象経費、対象外経費、補助金額の積算根拠を当該交付要綱に明示されたい。なお、当該交付要綱第２条は事業の実施に要する経費について交付する補助金となっているが、予算事業名称では団体の運営費補助金となっている。当該補助金の性質を明確にするよう検討されたい。

(2) 公益社団法人　那覇市シルバー人材センターに対する指摘事項等

ア　職員給与等の取り扱いについて（要望事項）

那覇市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、平成25年度及び平成26年度の当期経常収支が赤字であったこと、また、引き続き平成27年度も赤字が見込まれるとして、赤字解消対策を行っている。その対策として、職員及び再雇用職員の基本給与の減給、理事長及び常務理事の役員報酬の減額、また、理事及び監事の役員報酬の支給停止を実施し、合わせて約43万円の経費を削減している。

しかしながら、センターの平成27年度決算の当期経常収支は、材料費等の収支が約1,000万円のプラスとなったことから約720万円の黒字となっており、職員給与等の取り扱いは慎重に行うべきであった。

職員給与等、業務の実施に当たっては、収支の見込みについて適切に行われたい。

イ　経理について（要望事項）

那覇市シルバー人材センターは、業務運営等に係る人的配置の制限及び知識の習得に時間を要するとして、同一職員が８年継続して財務全般の事務を担当している。

担当者の不在等による事務の停滞、経理に係る事故及び事件等を防止するためにも、職員の人事異動を含め内部統制の強化を検討されたい。

第６　施設概要及び監査結果（公の施設の指定管理者監査）

１　那覇市国場児童館

(1) 施設概要

所　在　地	那覇市字国場 353 番地
所管部署	こどもみらい部　こども政策課
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。
設置根拠	那覇市児童館及び児童遊園条例
施設の概要	ア　開館日　昭和 61 年５月 イ　施設の種別　児童厚生施設 ウ　構　造　鉄筋コンクリート造１階建 エ　管理対象面積　402.58 ㎡ オ　施設内容 遊戯室、集会室・工作室、図書室、映写室、和室、談話室、休憩室、事務室
事業の概要	ア　児童の健全な遊び場の提供に関すること。 イ　児童の健康増進に関すること。 ウ　児童の情操指導に関すること。 エ　児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関すること。 オ　その他市長が必要と認める事業

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市こども政策課審議会児童館指定管理予定候補者選考部会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	一般社団法人　沖縄じんぶん考房
代　表　者	山﨑　新
指定期間	平成 25 年４月１日～平成 30 年３月 31 日
設立目的	児童又は青少年の健全な育成を目指し、自立した成長を助けるための体験活動の充実促進及び啓蒙活動等を行い、学びつながっていく豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。
設立年月日	平成 24 年９月３日
事業内容	ア　自然体験活動の実施 イ　体験学習、教育研修の実施 ウ　児童館指定管理業務
指定管理業務の内容	国場児童館の管理運営

(4) 管理運営の内容

那覇市児童館の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりである。

ア　児童の健全育成に関する業務

イ　施設利用の許可に関する業務

ウ　施設等の維持管理に関する業務

エ　その他市長が必要と認める業務

(5) 利用料金及び指定管理料

児童館の利用料金は那覇市児童館及び児童遊園条例第13条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は年間1,002万1,409円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

施設名＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国場児童館	16,218	16,789	19,736	19,181	22,664

(7) 事業収支

単位：円

費目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入	指定管理料	9,957,010	10,021,400	10,021,409
	収入　計　(A)	**9,957,010**	**10,021,400**	**10,021,409**
支出	修繕費	175,840	189,910	99,423
	施設警備	173,250	193,950	194,400
	清掃及び害虫防除	151,566	168,912	168,912
	冷房機保守点検	21,078	21,816	23,868
	消防用設備保守点検	37,904	38,988	41,148
	貯水槽清掃	26,302	27,054	27,054
	水質検査料	18,926	19,440	27,594
	ゴミ回収委託料	63,000	67,608	76,486
	人件費	8,180,654	8,283,718	8,382,592
	報償費	25,000	26,000	34,500
	食糧費	3,189	－	－
	会議費/交際費	－	39,316	2,343
	光熱水費	453,393	408,898	396,309
	保険料	12,060	15,060	12,060
	通信運搬費	121,043	117,278	109,067

	使用料及び賃借料	207,865	214,773	225,466
	消耗品費	279,165	183,189	212,945
	負担金	7,105	7,378	9,000
	租税公課	－	1,200	545,900
	事業費　計　(B)	**9,957,340**	**10,024,487**	**10,589,067**
収支差額　(A)－(B)		**△330**	**△3,087**	**△567,658**

※指定管理者：一般社団法人沖縄じんぶん考房

2　那覇市大名児童館

(1) 施設概要

所　在　地	那覇市首里大名町２丁目75番地
所管部署	こどもみらい部　こども政策課
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。
設置根拠	那覇市児童館及び児童遊園条例
施設の概要	ア　開館日　平成４年７月 イ　施設の種別　児童厚生施設 ウ　構　造　鉄筋コンクリート・木造瓦葺屋根２階建 エ　管理対象面積　559.86㎡ オ　施設内容 遊戯室、ホール、集会室・工作室、図書室、和室、談話室、事務室
事業の概要	国場児童館に同じ（９ﾍﾟｰｼﾞ参照）。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市こども政策課審議会児童館指定管理予定候補者選考部会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	特定非営利活動法人　うてぃーらみや
代　表　者	理事長　仲本　千佳子
指定期間	平成25年４月１日～平成30年３月31日
設立目的	沖縄の自然と文化を通した教育と療育を研究、実践し、地域との連携、異文化との交流を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
設立年月日	平成15年３月31日

事　業　内　容	ア　沖縄わらべうたの採集・保存・伝承等に関わる事業 イ　沖縄における自然体験に関わる事業 ウ　沖縄の自然と文化に関する交流施設の運営事業 エ　児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所
指定管理業務の内容	大名児童館の管理運営

(4) 管理運営の内容

国場児童館に同じ（10ﾍﾟｰｼﾞ参照）。

(5) 利用料金及び指定管理料

児童館の利用料金は那覇市児童館及び児童遊園条例第13条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は年間1,040万1,845円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

年度／施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
大名児童館	28,663	28,755	27,533	28,345	28,657

(7) 事業収支

単位：円

費　目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入	指定管理料	10,327,010	10,401,845	10,401,845
	施設利用料	381,470	540,210	500,440
	実習生受入費	10,000	10,000	15,000
	その他	602	3,734	2,159
	収入　計　(A)	**10,719,082**	**10,955,789**	**10,919,444**
支出	人件費	8,821,797	9,445,156	8,602,394
	報償費	94,290	171,800	40,001
	研修費	0	0	0
	光熱費	645,503	688,588	624,023
	委託料	286,650	367,200	501,984
	旅費	7,464	26,768	7,085
	消耗品費	448,399	256,839	222,856
	食糧費	23,467	18,580	13,575
	修繕費（施設）	184,825	67,789	98,600
	修繕費（備品）	0	0	0
	通信運搬費	101,669	147,690	107,796
	手数料	97,711	109,646	118,036

	保険料	29,644	25,786	22,370
	負担金	19,000	12,500	12,500
	使用料及び賃借料	129,819	214,864	209,585
	備品購入費	0	0	12,744
	租税公課	0	0	400,600
	事業費　計　(B)	**10,890,238**	**11,553,206**	**10,994,149**
収支差額　(A)－(B)		**△171,156**	**△597,417**	**△74,705**

※指定管理者：特定非営利活動法人うてぃーらみや

3　那覇市久場川児童館

(1) 施設概要

所　在　地	那覇市久場川町２丁目18番地
所管部署	こどもみらい部　こども政策課
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。
設置根拠	那覇市児童館及び児童遊園条例
施設の概要	ア　開館日　　昭和53年５月 イ　施設の種別　児童厚生施設 ウ　構　造　　鉄筋コンクリート造２階建 エ　建物面積　　324.54㎡ オ　施設内容 遊戯室、集会室、和室、工作室、図書室、休憩室、事務室
事業の概要	ア　児童の健全な遊び場の提供に関すること。 イ　児童の健康増進に関すること。 ウ　児童の情操指導に関すること。 エ　児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関すること。 オ　利用許可に関する業務 カ　児童館の維持管理に関する業務 キ　その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市こども政策審議会児童館指定管理者予定候補者選考部会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人　わかめ福祉会
代　表　者	饒平名　勝彦
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊重を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。
設立年月日	昭和51年11月18日
事業内容	ア　第２種社会福祉事業 イ　保育所の経営 ウ　放課後児童健全育成事業 エ　一時預かり事業の経営 オ　児童厚生施設の経営
指定管理業務の内容	久場川児童館の管理運営

(4) 管理運営の内容

国場児童館に同じ（10ﾍﾟｰｼﾞ参照）。

(5) 利用料金及び指定管理料

壺屋児童館の利用料金は那覇市児童館及び児童遊園条例第13条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は総額964万2,834円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

年度／施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
久場川児童館	21,005	21,383	17,851	31,808	31,448

(7) 事業収支　　単位：円

費　目			平成 26 年度	平成 27 年度
事業活動による収支	収入	事業収入（指定管理料）	9,642,834	9,642,834
		寄付金、その他収入	1,000	0
		受取利息配当金収入	191	365
		雑収入	38,188	50,126
		事業活動収入計　(A)	**9,682,213**	**9,693,325**
	支出	人件費	6,966,024	7,928,366
		職員給料	2,160,000	4,768,556
		職員賞与	933,739	922,900
		非常勤職員給与	3,089,908	1,355,380
		退職給付	44,700	44,700
		法定福利費	737,677	836,830
		事業費	953,515	560,529
		保育材材料費	237,831	64,675
		水道光熱費	299,512	335,989
		消耗器具備品費	365,256	129,668
		保険料	12,994	26,378
		雑費	37,922	3,819
		事務費	1,311,862	1,057,032
		福利厚生費	7,290	21,600
		職員被服費	25,500	21,000
		旅費交通費	20,300	1,200
		事務消耗品費	101,799	194,235
		研修研究費	79,410	―
		印刷製本費	58,435	81,778
		修繕費	432,480	203,240
		通信運搬費	67,656	119,447
		広報費	62,208	108,864
		業務委託費	216,984	231,904
		手数料	116,080	21,564
		土地・建物賃借料	33,000	36,000
		保険料	90,720	16,200
		固定資産取得支出	446,040	―
		器具及び備品取得支出		147,000
		事業活動支出計　(B)	**9,677,441**	**9,692,927**
	当期資金収支差額　(A)-(B)		**4,772**	**398**
前期末支払資金残高			0	4,772
当期末支払資金残高			4,772	5,170

※指定管理者：社会福祉法人わかめ福祉会

4　那覇市壺屋児童館

(1) 施設概要

所　在　地	那覇市壺屋１丁目５番13号
所管部署	こどもみらい部　こども政策課
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。
設置根拠	那覇市児童館及び児童遊園条例
施設の概要	ア　開館日　　昭和58年５月 イ　施設の種別　児童厚生施設 ウ　構　造　　鉄筋コンクリート造４階建 エ　建物面積　　756.76㎡ オ　施設内容 ロビー、ホール、遊戯室、集会室、和室、工作室、談話室、図書室、休憩室、事務室等
事業の概要	ア　児童の健全な遊び場の提供に関すること。 イ　児童の健康増進に関すること。 ウ　児童の情操指導に関すること。 エ　児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関すること。 オ　利用許可に関する業務 カ　児童館の維持管理に関する業務 キ　なは市少年少女発明クラブの運営に関する業務 ク　その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市こども政策審議会児童館指定管理者予定候補者選考部会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人　わかめ福祉会
代　表　者	饒平名　勝彦
指定期間	平成27年４月１日～平成32年３月31日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊重を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。
設立年月日	昭和51年11月18日

事　業　内　容	ア　第２種社会福祉事業 イ　保育所の経営 ウ　放課後児童健全育成事業 エ　一時預かり事業の経営 オ　児童厚生施設の経営
指定管理業務の内容	壺屋児童館の管理運営

(4) 管理運営の内容

国場児童館に同じ（10ﾍﾟｰｼﾞ参照）。

(5) 利用料金及び指定管理料

壺屋児童館の利用料金は那覇市児童館及び児童遊園条例第13条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は総額1,523万9,888円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

年度 施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
壺屋児童館	22,287	18,558	18,268	19,078	19,857

(7) 事業収支

単位：円

費　目			平成27年度
事業活動による収支	収入	事業収入（指定管理料）	15,239,888
		寄付金、その他収入	30,100
		受取利息配当金収入	300
		雑収入	160,099
		事業活動収入計(1)	**15,430,387**
	支出	人件費	10,708,563
		職員給料	5,581,700
		職員賞与	1,187,000
		非常勤職員給与	2,965,800
		法定福利費	1,244,063
		事業費	1,342,045
		保健衛生費	1,882
		保育材材料費	15,744
		水道光熱費	907,213
		消耗器具備品費	344,305

		保険料	45,158
		車両費	14,751
		雑費	12,992
		事務費	3,226,082
		福利厚生費	14,040
		旅費交通費	16,830
		研修研究費	36,880
		事務消耗品費	138,010
		印刷製本費	130,557
		修繕費	2,022,432
		通信運搬費	82,101
		業務委託費	331,564
		手数料	26,796
		保守料	424,872
		雑費	2,000
		器具及び備品取得支出	147,000
		事業活動支出計(2)	**15,423,690**
	当期資金収支差額（1)-(2)		6,697
前期末支払資金残高			0
当期末支払資金残高			6,697

※指定管理者：社会福祉法人わかめ福祉会

5　監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

6　指摘事項等

公の施設の指定管理者監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。
なお、指摘事項等の区分は、財政援助団体監査に同じ(7ページ参照)。

こども政策課

(1) 指定管理における警備業務について（要望事項）

指定管理者の公募の際に応募希望者へ提供した児童館管理運営費に関する資料は、施設警備委託料が15万7,500円とされている。また、児童館直営時の仕様として配布された業務委託の仕様内容では、機械警備と巡回警備を併用することとされている。

しかしながら、指定管理者において見積書を徴した結果、88万2,000円の見積額となったため、警備業務内容は巡回警備を除いた機械警備のみの契約となっている。

直営時に比較し指定管理移行後は、警備業務内容が異なっていることについて所管課として対応を検討されたい。

(2) 給水栓末端における残留塩素等について（要望事項）

今回の監査対象児童館４館中、３館（国場児童館、久場川児童館、壺屋児童館）において平成27年度の水質検査の結果で残留塩素が0.1mg/ℓとなっており、所管課が指定管理者公募の際に児童館直営時の仕様として配布した各業務委託仕様における基準「0.2mg/ℓ以上」を下回っている。

国場児童館の検査結果では平成26年度及び平成27年度とも「給水栓末端において、残留塩素が検出されにくいため改善が望まれます。」との助言事項もあるが、今回の監査時点では依然として改善は行われていない。

また、今回監査を行った児童館全てにおいて、貯水槽を含む検査結果の総合判定が「一部改善が望まれます。」との結果になっている。

児童館の利用者には、乳幼児を含む児童が多数含まれる。利用者の水道利用の安心、安全を確保するためにも、当該残留塩素及びその他の検査結果の改善に向けて検討されたい。

(3) 児童館のトイレ改修及びフロアの床取替え等について（注意事項）

壺屋児童館では、地域住民の交流の活動拠点として高齢者も多数来館し洋式トイレの利用ニーズが高く身障者用の洋式トイレ１基のみでは足りないという状況から、１階の和式トイレを洋式トイレ（幼児用１基含む４基。750,600円）の改修、また、１階フロアの床取替え、遊具の撤去等（1,212,000円）を行ったとのことである。

当該改修等に当たり、児童館の管理運営に関する基本協定書第27条により、指定管理者が所管課へ市の予算で改修できないか協議したところ、故障による使用不能や緊急性がない施設の改修は、直ぐには対応できないとの回答を受けたため、所管課に口頭での了解の上、指定管理者自らの費用負担で行っている。

施設の改修の承認を口頭で行っていることから、将来的に現指定管理者から当該改修費用の返還を求められる可能性も否定できず、トラブルが起こりかねない。指定管理者の費用負担による施設の改修等の合意は、書面により適切に行われたい。

(4) 児童館の利用料金減免申請について（注意事項）

国場児童館及び壺屋児童館での母親クラブ等への利用を許可するに当たっては、当該団体から減免申請書を提出されないまま利用料金を免除していた。

減免を受けようとする者は、児童館及び児童館遊園条例施行規則第４条第１項、第２項に基づき、利用申請書と同時に児童館利用減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

利用料金の減免に当たっては、条例等を遵守し、利用減免申請書を提出させ、適切に手続きを行うよう指定管理者に対し指導されたい。

(5) 指定管理者の指定に係る選考部会委員の除斥について（注意事項）

那覇市大名児童館指定管理者の選考に当たっては、選考部会委員の中に応募があった３団体のうち、那覇市社会福祉協議会と利害関係が懸念される那覇市民生委員・児童委員連合会の役員が委嘱されていた。当該団体は、同協議会から助成金を受けており、また事務室も無償で借用している。

指定管理者制度に関する運用指針（平成22年７月30日付け市長決裁）Ⅱ.９.(1).②は、指定管理予定候補者の選考に当たっては、「委員は、自己に直接又は間接に利害関係がある事案については、その議事に参与することができない。」と委員の除斥について規定している。

指定管理予定候補者の選考に当たっては、選考手続きの公平性、透明性を確保するため、選考委員が応募団体と利害関係について書面により確認されたい。

(6) 自主事業の実施について（要望事項）

那覇市児童館指定管理者業務仕様書は、「施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業（以下「自主事業」という。）を行うことができる。」旨規定している。

平成27年度収支計算書における自主事業としての実習生受入費は、大名児童館は収入として計上されているが、国場児童館は計上されてなく、結果として異なった取り扱いとなっている。

指定管理者制度の趣旨である民間のノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図り、積極的に自主事業を取り入れるよう指導されたい。

正　　誤

○那覇市公報第1672号

2016(平成28)年７月15日付け那覇市公報第1672号に登載された那覇市選挙管理委員会告示第29号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂　正　内　容
978	上から 17 行目	那覇市公報第 1673 号 1042～1043 ページの表（庶務主任（告示））を追加

庶務主任（告示）

投票区	投票所	氏名
第1投票区	石嶺小学校	佐久川　正守
第2投票区	城東小学校	仲宗根　司
第3投票区	城北小学校	瀬名波　幹雄
第4投票区	城北小学校	大城　義人
第5投票区	大名児童館	我謝　輝
第6投票区	首里公民館	喜屋武　太一
第7投票区	城南小学校	玉城　亜希巳
第8投票区	城西小学校	照屋　宏樹
第9投票区	首里高校	外間　康幸
第10投票区	松島中学校	諸見里　浩司
第11投票区	末吉老人福祉センター	比嘉　悠人
第12投票区	真嘉比小学校	真境名　元作
第13投票区	大道中央病院	大城　仁志
第14投票区	沖縄工業高校	真栄城　敬一
第15投票区	松川小学校	松本　頼彦
第16投票区	大道小学校	田場　創
第17投票区	石田中学校	仲宗根　隆成
第18投票区	識名小学校	川上　修広
第19投票区	上間小学校	長濱　宗直
第20投票区	仲井真小学校	我那覇　正
第21投票区	真地小学校	東　政範
第22投票区	寄宮中学校	久場川　洸
第23投票区	真和志小学校	城間　直樹
第24投票区	真和志庁舎	比嘉　拓
第25投票区	与儀小学校	外間　喜伸
第26投票区	古蔵中学校	玉城　聡洋
第27投票区	古蔵中学校	座安　司
第28投票区	安謝児童館	仲宗根　健
第29投票区	曙小学校	平良　広樹
第30投票区	泊幼稚園	徳元　新
第31投票区	神原小学校	具志堅　卓史
第32投票区	壺屋小学校	比嘉　建仁
第33投票区	那覇市役所本庁舎	真栄里　憲一
第34投票区	神原中学校	平良　俊弥
第35投票区	城岳小学校	宮里　優
第36投票区	壺川老人センター	松田　太一郎
第37投票区	天久小学校	野辺　達也
第38投票区	那覇小学校	国頭　洋介
第39投票区	那覇中学校	玉城　絵里
第40投票区	若狭小学校	山下　恒

庶務主任（告示）

投票区	投票所	氏名
第41投票区	上山中学校	赤嶺　翼
第42投票区	上山中学校	倉成　多郎
第43投票区	垣花小学校	長瀬　達也
第44投票区	小禄小学校	宮城　勝哉
第45投票区	小禄南小学校	安里　成顕
第46投票区	療育センター	城間　賢治
第47投票区	小禄支所	牧志　琢磨
第48投票区	さつき小学校	上原　学
第49投票区	小禄南公民館	宮城　翔
第50投票区	金城小学校	嘉陽田　涼太
第51投票区	銘苅庁舎	戸張　洋史
第52投票区	緑化センター	山田　将人
第53投票区	金城中学校	新垣　威知郎
第54投票区	首里支所	大城　宜継